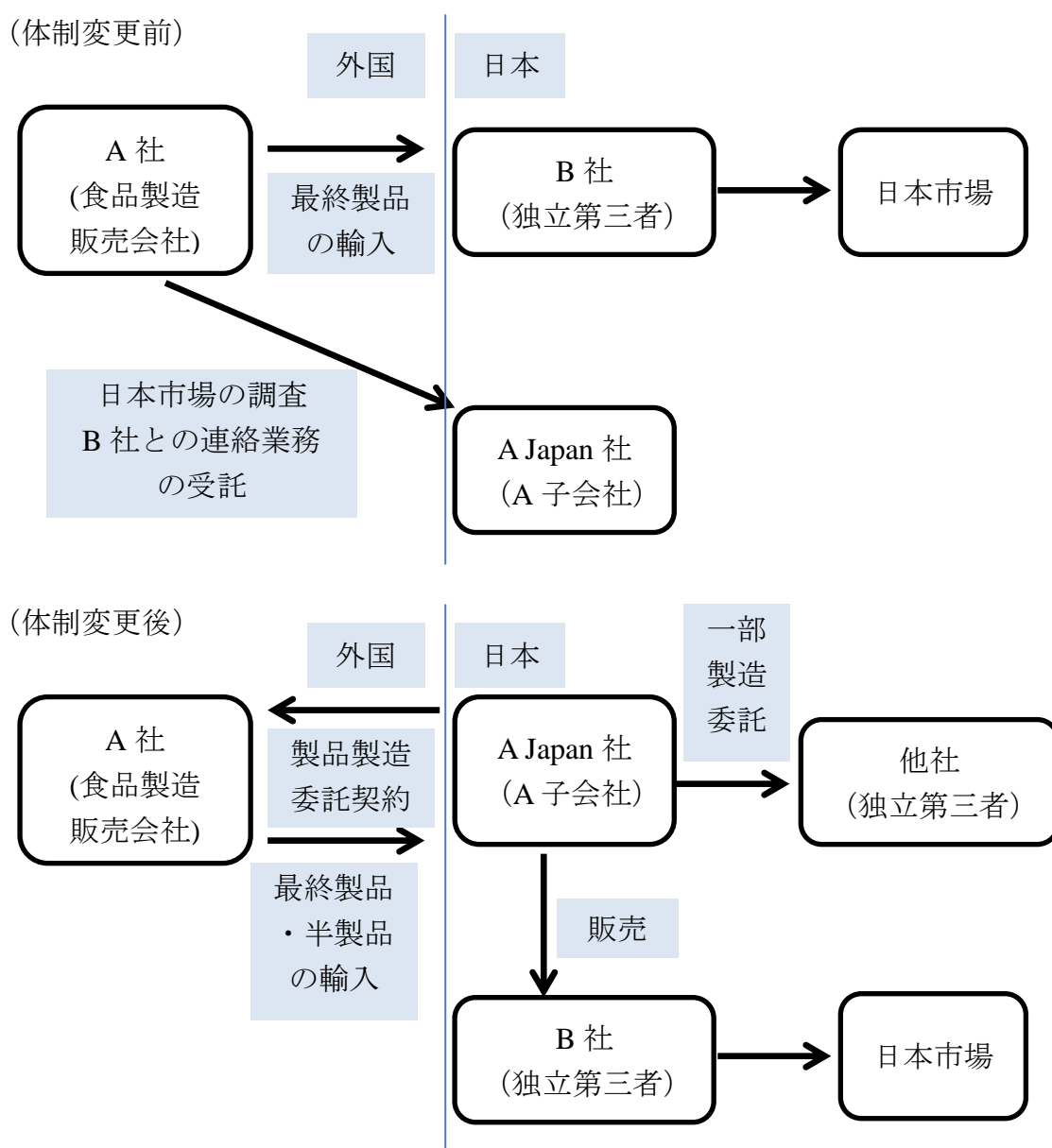


事例 3 国際的なグループ内取引を再編したことに伴う日本での関税額減少につき、税務調査への対応によって追徴課税を回避した事例

海外の食品製造販売会社が、日本の輸入販売会社に日本市場での製品販売をさせていた従来の体制を変更し、日本子会社に日本向け製品の製造販売を担わせることとした。これに伴い、日本での製品輸入に係る関税が減少したことから日本子会社が税務調査を受けた事例

<事例>



<税務調査での対応>

税務当局に対し、以下の点を説明して理解を得、関税追加徴収を回避した。

- 体制変更前に A 社が担っていた以下の業務が、体制変更後には A Japan 社に移った。
 - ・ 日本市場向け製品の製造業務
 - ・ 日本市場向け製品の販売業務
 - ・ 日本市場向けマーケティング業務、ブランド強化業務
 - ・ 日本市場向け製品の研究開発業務
 - ・ 日本市場向け製品の物流管理業務
 - ・ 日本市場向け取引に係る資金調達及び資金管理業務
- 上記業務の移管に伴い、体制変更前の B 社輸入価格に織り込まれていた上記 A 社の業務に係る費用相当額は、体制変更後には A Japan 社の輸入価格ではなく、A Japan 社の B 社に対する販売価格に織り込まれている。
- したがって、体制変更前後で製品の輸入価格が引き下げられたことには合理的な根拠がある。なお、A Japan 社の法人税が、上記業務の移管に伴う業容拡大で増加している。